

郡山市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、郡山市内に存する住宅の所有者等が当該住宅の耐震診断を希望する場合、郡山市が予算の範囲内において、郡山市木造住宅耐震化促進計画に基づき耐震診断者等を派遣して耐震診断及び耐震改修計画の作成を行うことにより、住宅の地震に対する安全性の確保と向上を図り、もって震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 国土交通省住宅局建築指導課監修、一般財団法人日本建築防災協会（以下「防災協会」という。）発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている「一般診断法」に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を診断することをいう。
- (2) 耐震改修計画 前号の診断結果に基づき作成される耐震改修の計画をいう。
- (3) 耐震診断者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく登録を受けた建築士事務所に所属する建築士で、かつ、次のいずれかの講習会を受講した者のうち、福島県木造住宅耐震診断者名簿に登録された者をいう。
 - ア 福島県が実施する木造住宅耐震診断の業務に必要な講習会
 - イ 福島県の木造住宅の耐震化施策に関する講義を含む防災協会が実施する木造住宅耐震診断に関する講習会
- (4) 住宅 一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）を含む。）をいう。

(対象住宅)

第3条 耐震診断者の派遣対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件にすべて該当するものとする。

- (1) 所有者若しくは賃借者が自ら居住する又は住宅購入予定者が自ら居住するために購入する住宅
- (2) 工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた住宅（昭和56年6月1日以降に増築されていないもの）
- (3) 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法による木造3階建て以下の住宅
- (4) 過去に、この要綱に基づく耐震診断を受けていない住宅

(対象者)

第3条の2 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 個人であること。
- (2) 対象住宅の所有者（共有の場合は、共有者の全員から選任された代表者1人）、賃借者又は住宅購入予定者（以下「所有者等」という。）であること。
- (3) 対象住宅の所有者等（共有者を含む。）が市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、国民健康保険税（以下「郡山市税」という。）を滞納していないこと。
- (4) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者又は同条例第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でない者

(派遣の申し込み)

第4条 この要綱に基づき耐震診断者の派遣を希望する対象住宅の所有者等（当該対象住宅が共有に係るものである場合は、当該共有者のうちの1人をいう。）は、構造的に独立した棟毎に、郡山市木造住宅耐震診断者派遣申込書（第1号様式）により市長に申し込まなければならない。（派遣の決定）

第5条 市長は、前条の規定による申し込みを受けたときは、当該申し込みに係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適正であると認めたときに、すみやかに派遣を決定しなければならない。

2 市長は、派遣する耐震診断者を決定したときは、その旨を郡山市木造住宅耐震診断者派遣決定通知書（第2号様式）により当該申込者（以下「派遣依頼者」という。）に通知しなければならない。

3 市長は、前項の郡山市木造住宅耐震診断者派遣決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。（派遣の辞退）

第6条 派遣依頼者は、郡山市木造住宅耐震診断者派遣決定通知書を受けた後において耐震診断者の派遣を辞退するときは、すみやかに郡山市木造住宅耐震診断者派遣辞退届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。（派遣決定の取り消し）

第7条 市長は、派遣依頼者が次の各号のいずれかに該当したときは、第5条第1項の派遣の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により派遣の決定を受けたとき
- (2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付けて、郡山市木造住宅耐震診断者派遣取消通知書（第4号様式）により当該派遣依頼者に通知しなければならない。

（派遣に要する費用）

第8条 耐震診断者の派遣に要する費用は、市及び派遣依頼者が負担する。

2 第6条派遣の辞退及び第7条第1項派遣決定の取り消しに要した費用は、派遣依頼者が全額負担する。

（派遣依頼者の費用負担）

第9条 前条の規定にかかわらず、耐震診断者の派遣を受ける派遣依頼者は、一診断につき、市が負担する費用を除いた金額を診断結果及び改修計画の通知時に、派遣された耐震診断者に支払わなければならない。

（診断結果及び改修計画の通知）

第10条 市長は、耐震診断の結果及び耐震改修計画を郡山市木造住宅耐震診断者派遣事業耐震診断結果（耐震改修計画）通知書（第5号様式）により当該派遣依頼者に通知しなければならない。ただし、耐震診断により上部構造評点が1.0以上で、かつ、地盤又は基礎に重大な注意事項がない場合は、耐震改修計画は、作成しないものとする。

（派遣依頼者に対する情報の提供、助言及び勧告）

第11条 市長は、派遣依頼者に対して、耐震診断結果に基づき対象住宅の地震に対する安全性の確保のために必要な情報の提供、助言及び勧告を行うことができる。

（耐震診断者等の責務）

第12条 耐震診断者及び当該業務の関係者は、耐震診断を行う際に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 耐震診断者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該耐震診断に関し、派遣依頼者から金銭を受け取ること
- (2) 派遣依頼者に対し、不必要な改修を勧めること
- (3) その他耐震診断者としてふさわしくない行為を行うこと
(業務の委託)

第13条 市長は、本事業に関する業務の一部を委託することができる。

(補則)

第14条 この要綱及び次に掲げる要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

- (1) 社会資本総合整備交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日制定）
- (2) 福島県木造住宅等耐震化支援事業補助金交付要綱（令和 3 年 4 月 1 日制定）

附 則

この要綱は、平成23年 4 月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年11月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

郡山市木造住宅耐震診断者派遣申込書

年 月 日

郡山市長

〒 ー
〔住所〕
ふりがな
申込者〔氏名〕
〔電話〕（ ） ー

郡山市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱第4条の規定に基づき、下記の住宅について耐震診断者の派遣を申し込みます。

対象住宅の概要	所在地		
	用途	専用住宅／併用住宅（併用用途： ）	
	構造／階数	木造（在来軸組・伝統的・枠組壁） 平屋／2階／3階	
	床面積	1階： m ² 2階： m ² 3階： m ² 合計： m ² （併用面積 m ² ）	
	建物建設時期 〔建築確認年月〕	昭和・大正・明治 年 月頃（新築時） 〔昭和 年 月 日（新築時）／不明〕	
	耐震診断の履歴	初めて／本事業の診断歴有り／他（ ）の診断歴有り	
派遣を避けて欲しい曜日		月 曜／火 曜／水 曜／木 曜／金 曜	
派遣を避けて欲しいその他の日			
調査を避けて欲しい時間帯		午 前／午 後／他（ ）	
【備考】			
整理番号	ー	審査欄	

- 1 上記【備考】欄には、下記について記入すること。
- (1) 上記建物において増築・修繕・模様替え・用途変更などがあった場合、その内容及び時期

(2) 上記建物が現在空き家の場合、その旨及び使用開始予定時期
- 2 この申込書に、別紙の同意書兼調書（市税等納付状況確認するため及び暴力団等の調べのもの）、付近見取図（案内図）、対象住宅の所有者であること及び昭和56年5月31日以前に着工したことを証する書類（建物登記簿謄本等）、所有者等が自ら居住することを証する書類（住民票等）、建物全景写真（2面程度）等を添えて提出すること

同意書兼調書

年 月 日

郡山市長

申請人 住 所

ふりがな
氏 名

生年月日

1. 郡山市税の納付状況の調査に対する同意

私は、郡山市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請に伴い、郡山市税の納付状況及び申告の有無の確認のため、次の税目について税務担当課に照会することに同意します。

【確認税目】

市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、国民健康保険税

2. 暴力団員等の申告調書

私は、郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者又は同条例第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者に該当しません。

第 号
年 月 日

（申込者氏名） 様

郡山市長

図

郡山市木造住宅耐震診断者派遣決定通知書

このたび、貴方が郡山市に申し込まれた木造住宅耐震診断者の派遣について、下記のとおり派遣する耐震診断者を決定したので、郡山市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱第 5 条第 2 項の規定に基づき通知いたします。

派遣業務の実施に当たっては、同実施要綱第 13 条の規定に基づき下記機関に業務の一部を委託しておりますので御承知願います。

今後日程調整の上、この耐震診断者が耐震診断のために現地建物調査を行いますが、限られた時間内に効率よく適切に実施できるよう御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、診断結果通知は、現地建物調査終了後数か月かかる場合がありますので、その際は御了承願います。

記

1 派遣する耐震診断者の氏名

2 派遣診断者の連絡先 電 話：（ ） ー

3 現地建物調査の時期 年 月 日 ～ 年 月 日
の都合の良い日

4 派遣業務受託会社
（派遣に関する問合せ・連絡先）

第3号様式（第6条関係）

郡山市木造住宅耐震診断者派遣辞退届

年 月 日

郡山市長

〒 ー

〔住所〕

ふりがな

申込者〔氏名〕

〔電話〕（ ） ー

年 月 日付け 第 号で決定通知のあった木造住宅耐震診断者の派遣について、
下記の理由により辞退したいので、郡山市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱第6条の規定に
基づき届け出します。

記

〔辞退する理由〕

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

（申込者氏名） 様

郡山市長



郡山市木造住宅耐震診断者派遣取消通知書

郡山市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱第7条第2項の規定に基づき 年 月 日付
け 第 号で通知した木造住宅耐震診断者の派遣決定については、下記の理由により取
り消しましたので通知いたします。

記

〔取り消した理由〕

第 号
年 月 日

（申込者氏名） 様

郡山市長



郡山市木造住宅耐震診断者派遣事業耐震診断結果（耐震改修計画）通知書

このたび、貴方が郡山市に申し込まれた木造住宅耐震診断者の派遣について、耐震診断が終了し結果が明らかとなりましたので、郡山市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱第10条の規定に基づき、別紙のとおり関係書類を添えて送付いたします。

なお、この件に関する問い合わせ及び相談は、下記にお願いいたします。

記

1 診断結果

別紙のとおり

2 問い合わせ先

- ・診断結果の内容に関する質問等

耐震診断者

氏 名

電 話（ ） —

- ・その他、全般について